

要望書のとりまとめについて(令和9年度要望に向けて)

令和8年(2026年)4月
全漁調連事務局

1 趣旨

- 近年、国への要望書は、項目数が増加し、類似項目の重複などにより構成が複雑になっている。
- このため、簡潔で整理された要望書とする観点から、令和9年度要望に向けて、要望書の構成ととりまとめ方法の見直しを進める。

2 主な課題(現状認識)

(1) 要望項目の増加と重複

- 項目数の増加※や類似内容の重複等により、分かりにくい構成となっている。
※ H26(大項目5、総項目38) → R7(大項目7、総項目62)

(2) 全漁調連要望としての妥当性

- 要望内容が多岐にわたるため、全漁調連として取り上げる範囲を改めて整理する必要がある。

(3) ブロック段階での整理不足

- ブロック内で同趣旨の要望が十分に一本化されないまま、ブロックから提案される事例が見られる。

3 見直しの方向性

(1) 要望書の再構築、内容の整理

- 大項目と下位項目を点検し、要望内容を見直すとともに、重複や並立が生じないように組み替える。

《大項目：7項目→6項目》

現行分類	新分類案
I 海区漁業調整委員会制度について	I 海区漁業調整委員会制度について
II 沿岸漁場の秩序維持について	II 沿岸漁場の秩序維持について
III 太平洋クロマグロ資源管理について	III 沿岸漁業と沖合漁業の調整について
IV 沿岸資源の適正な利用について	IV 沿岸資源の適正な利用について
V 漁業法改正後の制度運用について	V 外国漁船問題等について
VI 外国漁船問題等について	VI 海面利用をめぐる調整について
VII 海洋レジャーとの調整について	

(2) ブロック会議での一本化の徹底

- 同趣旨の要望はブロック会議で一度整理し、可能な限り一本化したうえで提案する運用を徹底する。

4 今後の流れ

(1) 令和9年度要望を検討するための「たたき台」の作成

- 現行要望(令和8年度要望書(案))を点検し、全体構成や要望項目を整理した「たたき台」を全漁調連事務局で作成する。

(2) ブロック会議での要望取りまとめ

- 各海区は、「たたき台」を基に、令和9年度要望内容を検討したうえで、ブロックへ提出する。
- 各海区からの要望は、ブロック会議で審議し、同趣旨の内容は一本化するなどし、ブロックの要望を取りまとめる。

(3) 全漁調連事務局による取りまとめ、要望書(案)の作成

- 全漁調連事務局は、各ブロックからの要望を取りまとめ、必要に応じ関係先と調整し、令和9年度要望書(案)を作成する。

《スケジュール》

時期	内容
～R8.4	全漁調連事務局で「たたき台」を作成
R8.4～	「たたき台」を各海区へ配布、R9要望を検討 ※各海区の検討時間を確保する観点から、作業は前倒し
R8.5	【総会】 → R9要望の取りまとめの方向性について報告
R8.7	【R8国要望活動】 要望活動終了後、国回答を各海区へ展開
R8.10～11	【ブロック会議】 → R9要望取りまとめ
R8.11～	全漁調連事務局がR9要望書(案)を作成
R8.12	【会長・副会長会議】 → R9要望書(案)協議
R9.2	【事務局幹事会】 → R9要望書(案)協議
R9.3	【理事会】 → R9要望書(案)確定
R9.5	【総会】 → R9要望書決議

令和9年度要望「たたき台」

令和8年(2026年)4月
全漁調連事務局

赤字：事務局案※

赤字：事務局幹事会(R8.2)後、幹事会海区事務局の意見を踏まえ修正した箇所

赤字：理事会(R8.3)において、R8要望(案)に対する意見を踏まえ修正した箇所

■：R8要望(案)における旧分類の項目

※「前文」については、R8要望(案)を参考に、R9要望たたき台で再編した項目内容を踏まえ、事務局で作成

冒頭前文

令和2年12月、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の持続的な利用の確保を基本に、資源管理の強化、水面の総合的な利用、密漁対策の強化など、水産政策をめぐる制度運用は大きく変化してきました。

また、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画では、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」を柱として、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

このような状況の下、地域の実情に即した漁業調整を担ってきた海区漁業調整委員会は、各種水産施策を現場で具体化していく上で、その役割の重要性が一層高まっており、引き続き十分に機能を発揮していくことが求められています。

沿岸漁場においては、違法操業や密漁が依然として後を絶たず、流通段階も含めた「密漁もの」の排除と一体となった取締りの強化により、漁業秩序の維持を図る必要があります。

また、沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあることから、操業秩序の確保を前提に、漁場利用や資源利用をめぐる調整を進め、相互理解の下で共存共栄を図っていくことが重要です。

さらに、沿岸資源を持続的かつ適正に利用していくためには、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の適切な評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用を進める必要があります。そのためには、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図りながら、資源管理の実効性を高めていかなければなりません。一方で太平洋クロマグロをはじめとす

る広域資源や、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸重要資源の管理においては、国際的な資源管理との整合を踏まえた適切な対応が求められています。

また、我が国周辺水域をめぐっては、近隣諸国との協議が続けられているものの、排他的経済水域(以下「EEZ」という。)や暫定水域等において、なお大きな課題が残されています。外国漁船による違法操業や無秩序な操業、投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響、我が国漁船の操業や漁具への被害に加え、外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境の確保が重要となっています。北朝鮮による弾道ミサイル発射も、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

加えて、海面利用の多様化に伴い、遊漁やプレジャーボート等の海洋レジャーと漁業との摩擦、事故防止と漁業被害の抑止、資源管理の実効性の確保など、海面利用をめぐる調整の重要性も一層高まっています。

以上の状況を踏まえ、全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和9年5月〇日の第63回通常総会において、上記問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和9年〇月〇日

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 中島 均

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理など、幅広い役割を担い、その適切な運用を通じて漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。

近年、漁業調整や資源管理をめぐる課題が複雑化・多様化する中、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要となっており、引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としてその機能を十分に発揮していく必要があります。

また、これらの課題に的確に対応するためには、委員の資質向上を図るとともに、十分な議論の場を確保し、それを支える安定した財政基盤を確保することが不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。

■ I-1

2 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。

漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

■ I-3

3 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、引き続き安定した財政基盤を確保すること。

■ I-2

II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁をはじめとする違法操業は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が取り組む種苗放流や資源管理への意欲を減退させるなど、沿岸漁場の秩序を揺るがす大きな要因となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則の強化が図られたものの、依然として密漁は巧妙化・広域化し、組織的な違法操業への対応が課題となっていることから、取締体制の強化や関係機関の連携強化を引き続き進めていく必要があります。

また、密漁の未然防止と漁業秩序の維持を図るためには、現場における取締りや啓発活動への支援に加え、生産者、流通関係者等が連携し、「密漁もの」の排除と流通の透明化を一体的に進めていくことが必要です。

つきましては、沿岸漁場の秩序維持について、次のとおり要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

(1) 組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

■ II-1-(1)

(2) 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

■ II-1-(2)

(3) 漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を拡充すること。

■ II-1-(3)

2 「密漁もの」の流通防止

(1) 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発と監視体制を強化すること。

■ II-2-(1)、(2)

(2) 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者への周知を引き続き徹底

するとともに、シラスウナギなど県域を越えて広域に流通する資源については、国主導で流通の透明化を図ること。

- II-2-(3)、(4)

Ⅲ 沿岸漁業と沖合漁業の調整について

沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業は、同一の水域や資源を利用する関係にあり、操業形態や漁獲特性の違いから、漁場利用や資源利用をめぐる調整が恒常的な課題となっています。

沿岸漁業者は、地域に根ざした操業の中で自主的な資源管理にも取り組んできましたが、沖合漁業による大量漁獲や操業の広域化・大規模化に対する懸念は依然として解消されていません。

このため、沿岸漁業と沖合漁業が共存共栄を図っていくためには、関係者間の協議を継続的に行い、漁場利用や資源管理の在り方について相互理解を深めるとともに、沖合漁業に対しては、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を徹底する必要があります。

また、大臣許可漁業については、漁船の大型化や操業の広域化に伴い、沿岸漁業との漁場競合や操業秩序をめぐる懸念が生じていることから、操業実態を的確に把握し、監視・取締り体制を強化し、操業秩序の確立を図る必要があります。

つきましては、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、次のとおり要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業との共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に実施している資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業の漁船の大型化に当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

■ IV-1-(1)、(4)

2 大臣許可漁業の操業秩序と監視・取締り

(1) 大臣許可漁業の操業監視・取締り体制の強化(VMSの活用等)

大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、VMS航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。

さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

■ IV-2-(1)

(2) AISの適切な運用の徹底

AISのさらなる利用普及に努めるとともに、既に義務付けられている常時作動が確実に履行されるよう指導を徹底すること。

■ IV-2-(2)

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産資源の持続的な利用を確保するため、沿岸漁業者は、栽培漁業や資源管理の取組を通じて、資源の維持・増大に努めてきました。

一方、資源評価に基づく管理手法の導入やTAC制度の運用が進む中で、資源評価の精度向上、漁獲実態の的確な把握、漁業者が取り組んできた自主的な資源管理の評価、漁業実態に即した柔軟な制度運用など、なお解決すべき課題が残されています。

加えて、こうした制度の運用に当たっては、行政・研究機関と漁業者・関係団体との情報交換や情報共有を十分に図っていくことが重要です。

また、太平洋クロマグロについては、資源回復が進む一方で、資源回復や来遊状況の変化に伴う突発的な漁獲への対応、地域・漁業種類間の配分の公平性の確保、いか釣り漁業等への影響への対応、遊漁を含めた管理の実効性確保などの課題が生じています。

さらに、マサバ、カツオ、サンマ等の沿岸漁業にとって重要な資源についても、外国漁船による漁獲や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が資源動態に与える影響を踏まえた適切な管理が必要となっています。

つきましては、沿岸資源の適正な利用について、次のとおり要望いたします。

1 資源管理制度の運用と資源評価・漁獲把握の充実

(1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データに加え、海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境及び水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

その上で、同一資源を利用する外国漁船及び遊漁者の漁獲実態を資源評価に適切に反映させるとともに、研究機関の体制強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

- IV-1-(3) 一段落目
- V-2-(1) 一段落目

(2) 自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。